



第三者行為によるケガ・病気で保険証を使った場合は届出が必要です！

■第三者行為によるケガ・病気とは

- ・交通事故
- ・ケンカ
- ・他人の飼い犬にかまれた など

■なぜ届出が必要？

通常、治療費は窓口負担以外の費用を健康保険で負担していますが、第三者行為による医療費に限り、加害者が負担することが原則であるためです。

ただし、交通事故などで双方に過失がある場合は、治療者の過失相当を保険で負担します。

■治療費の立て替えは必要ない

本来加害者が支払うべき治療費を、被害者が立て替えることがないよう、国民健康保険証を一時的に使用することができます。

国民健康保険（以下国保）は加害者に代わって一時的に費用を立て替えますが、その費用は後から加害者に請求します。

■示談が成立する前に連絡を

相手方と示談が成立している場合、国保が使えなくなってしまう場合があります。**示談が成立する前に、必ずご連絡ください。**

■届出はお早めに！

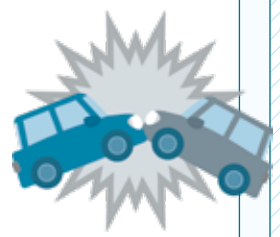
国保はみなさんの税金で保険給付を行っています。本来給付の必要のない第三者行為に対して給付を行うことは、正しい税の使い方ではありません。

届出はお早めをお願いします。

■届出を行わないと…

第三者行為による治療と疑われる場合、世帯主へ届出勧奨の通知をします。

届出を行わないと、医療費を全額請求させていただく場合がありますので、**通知を受けた際はすみやかにご連絡ください。**



問い合わせ 市民生活課 保険年金係 ☎75-2159

糖尿病を知って予防する～インスリンを大事に使い、すい臓の疲労を防ぐには～

すい臓で作られるインスリンは、細胞にエネルギーとなる糖を届ける働きをしています（市報9月号より）。糖は、吸収が早く血糖値を急速に上げる単純糖質（下図タイプA）と吸収がゆるやかで血糖値をゆっくり上げる複合糖質（下図タイプB）に分けられます。単純糖質を摂ると一度にたくさんのインスリンを消費するため、複合糖質に比べ、すい臓への負担が大きくなります。

糖（炭水化物）が入ってきた時のインスリンの仕事は…

① 糖（炭水化物）のタイプの違い

糖 (炭水化物)	タイプA 単純糖質	<ul style="list-style-type: none"> 甘みを感しやすい 果物 ジュース 菓子類(砂糖) 酒・ビール
	タイプB 複合糖質	<ul style="list-style-type: none"> 甘みを感にくい ごはん めん類 パン

② 糖が血液中に入ると…

【ジュース160ccを飲んだ場合(糖20g)】

腸からの吸収が早い！

③ インスリンの仕事量に違いが！

【どちらが、すい臓は楽でしょうか？】(▲はインスリン)

一気にたくさん出動！

すい臓負担大

ゆっくり出動！

糖質は、頻度や量などに注意して、すい臓をいたわってあげましょう。 問い合わせ 健康増進課 ☎75-3355

連載